課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった 保険加入の推進

- ①行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置 (全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
- ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企 業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
- ・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業 の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、な お保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
- ・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
- ・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の取組

〇元請企業による下請指導

- ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保 険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 〇元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
 - ・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に 向けた啓発・指導。
- ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契 約締結の抑止。
- 〇建設企業(特に下請企業)における取組
- ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
- ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
- ・業界における見積時の法定福利費の明示等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究
- ※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 を実現
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

社会保険加入推進体制

「 I. 推進体制の構築

【中建審の提言抜粋(本年3月)】

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の 関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い 決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、 必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの 取組を着実に進めるべきである。」

Ⅱ・社会保険未加入対策推進協議会の設立

- 1 全国協議会
- (1)活動内容
 - ①社会保険未加入対策を進める上で課題に関する意見の交換
 - ②社会保険未加入対策に関する取組方針についての協議・確認
 - ③社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
 - ④関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- (2)構成

学識経験者(蟹澤芝浦工業大学教授、水町東京大学教授)、建設業者団体·発注者団体·労働者団体(73団体)厚生労働省·日本年金機構(社会保険担当部局)、国土交通省(建設業担当部局)

(3)今後の予定

第1回:H24年5月29日(火)

- ・社会保険未加入対策の推進の申し合わせ
- ・社会保険加入促進計画の作成依頼 など

第2回:H24年10月予定

- 社会保険加入促進計画の公表
- ・法定福利費の標準見積もりの取りまとめ など
- 2 地方協議会
- (1)地域ごとに、その実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、 地方ブロックにおいても協議会を開催
- (2)構成: 学識経験者(必要に応じ)・建設業者団体・厚生労働部局・ 建設業担当部局

【対応方針】

- 〇行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置 社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が 一体となって継続的に実施するため、保険未加入対策推進協議会を 全国及び地方ブロックに設置する。
- 〇各建設業団体による保険加入促進計画の策定・推進 保険未加入対策推進協議会に参加する各建設業者団体は、それぞれ の立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の 社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施する。

3 ワーキンググループ

- (1)全国協議会の下に、主な関係団体の実務担当者及び行政担当者により構成されるワーキンググループを設置。
- (2)協議会に諮る事項の事前調整、周知・啓発の具体的内容など必要な事項について意見交換。
- (3)構成メンバーは、日建連、全建、全建総連、日本躯体、日建大協、 全鉄筋、日左連、日塗装、日空衛、電設協、日機協の建設業団体、 社会保険担当部局(厚生労働省)及び建設業担当部局(国土交通省)。

皿. 加入促進計画

- 建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、参加建設業者団体は それぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の 参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会までに計画を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

社会保険加入促進計画

○ 各建設業者団体は、傘下の建設企業の保険加入状況を把握するとともに、それぞれの立場から主体的な 取組を計画的に進めるため、これから「社会保険加入促進計画」を策定することとしています。

概 要

- 傘下の建設企業の社会保険加入を計画的に進める ため、全国協議会構成団体はそれぞれ、社会保険加入 促進計画を策定する。
- 策定した社会保険加入促進計画は、全国協議会等に おいて情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 計画期間は5年間とし、毎年のフォローアップ結果を 見ながら、必要に応じ改定を行う。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会(11 月を予定)までに「社会保険加入促進計画」を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。
 - ※全国推進協議会の参加団体に対し、計画策定の参考とするため、平成24年4月に「社会保険加入促進計画の枠組み(案)」を提示済み

記載内容

※「社会保険促進計画の枠組み(案)」の概要

- 団体の基本的事項
 〇団体名、代表者名、所在地、会員数、主な業種等を記載する。
- 2. 基本的な方針 〇団体としての取組方針を明らかにする。
- 3. 保険加入の状況
 - ○当該団体の把握している会員企業及び下請企業の保険加入の 現況を具体的に示す。
 - ○具体的な把握方法、現況の分析についても明らかにする。
- 4. 取組の内容
 - ○保険加入に向けて団体として自主的に取り組む具体的な対策を 示す。
 - ○例えば以下のような観点からの取組が考えられる。
 - 1) 事業者への周知・保険加入の徹底
 - 2) 工事現場での確認・指導
 - 3)法定福利費の確保
 - 4) 重層下請構造の是正
 - 5)一人親方対策
 - 6) 就労履歴管理対応
 - 7)優良企業認定制度の取組
 - 8)保険関係事務手続きの支援
 - 9)未加入者の排除 等